

福祉協発第2202号  
令和3年5月26日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会  
会長 瀬谷 俊雄  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に係る総合支援資金特例貸付の 据置期間延長等に関するご案内について (重要事項)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿が借りられた総合支援資金特例貸付は、貸付後、最長1年の据置期間(返済を開始するまでの猶予期間)を経て、償還(返済)が開始されるものです。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、引き続き厳しい経済情勢となっていることを踏まえ、令和4年3月末以前に償還が開始となる貸付けについては、据置期間を令和4年3月末まで延長することとしました。

つきましては、貴殿が借入れている貸付について、当初は、下記のとおり償還を行っていただく予定でしたが、令和4年(2022年)4月から償還開始となりますことをお知らせいたします。

あわせて、下記の事項についてご確認をお願いいたします(いずれも重要事項です)のでよくお読みください。

なお、償還免除を含む償還に関する詳細なお知らせは、後日改めてご連絡いたしますので、しばらくお待ちください。

### 記

#### 1. 当初の貸付計画の内容

○今回の案内により、「⑤」が令和4年3月末日まで延長され、「⑥」が令和4年4月以降に開始となります。

①貸付金種類	総合支援資金特例貸付	②貸付コード	400:1.4
③貸付決定日	2020/07/20	④貸付額	450,000円
⑤据置期間	2020/10/01	～	2022/03/31
⑥償還期間	2022/04/01	～	2032/03/31
⑦償還月額	3,750円	(最終回)	3,750円

## 2. 据置期間延長対応後の償還について

- 改めてお送りする文書により、今後の償還についてご案内いたします。
- 令和4年4月以降に償還が始まりますが、償還開始から償還終了までの月数については、当初の計画と変更はありません。

## 3. 転居した場合、結婚や離婚等により氏名が変わった場合

- 転居により住所が変わった場合や氏名が変わった場合は、同封の「生活福祉資金（特例貸付）氏名・住所等現況変更届」及び必要書類を郵送により、下記「4. 送付・お問い合わせ先」までお送りください。

### ◆今なお、生活状況が厳しい方へ

緊急小口資金特例貸付、総合支援資金特例貸付の貸付が終了した方を対象に、最大で60万円の総合支援資金の再貸付を実施しています。

（受付期間：令和3年2月19日～令和3年6月30日）

詳細は下記ホームページにてご確認ください。

《<http://www.fukushimakenshakyō.or.jp>》

なお、貸付終了後においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業や困窮等、生活状況の厳しい方については、市町村の福祉事務所や自立相談支援機関等までご相談ください。

## 4. 送付・お問い合わせ先

- 本通知に関するお問い合わせ等は下記までお願いします。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

地域福祉課 生活支援室

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話番号 024-523-1250（平日 8:30～17:15）